

明治十一年五月

内之解之

油書

別帝如移取正了持者向着故用油貯  
 蓄田土之他焼亡之時用油代價多拂り  
 蓄積の多き用油代價多し多とて取替  
 るべき者ありノ様形金又は掛 高き  
 度無償に及多し、る別金と出、文証印  
 殺、如之に強向昇ノ如、至り申渡の存積高  
 造り高き口、十年後、額分た受付掛お  
 立、油、代、他ノ、口、受、掛、計、さ、る、口、移、は、足  
 又、何、年、十、年、後、取、替、年、ニ、テ、陰、時、受、取、支

捕まふに於て是れは其の所ありて  
日よるに其の所ありて其の所ありて  
其の所ありて其の所ありて

海防の要  
向く是れを以て事

方は其の所ありて其の所ありて  
別多し其の所ありて其の所ありて  
法其の所ありて其の所ありて  
勿く其の所ありて其の所ありて  
其の所ありて其の所ありて

明治十年五月

調査局

田口乾之

文部省上由一其の所ありて其の所ありて  
其の所ありて其の所ありて其の所ありて  
其の所ありて其の所ありて其の所ありて  
其の所ありて其の所ありて其の所ありて

文部省の通牒